

## 埼玉県知事の感謝状を贈呈する献血推進協力団体等の選考要綱

### 1 目的

埼玉県における献血の推進に積極的に協力し、広く県民の模範となるべき功績のあった職域、地域、学校等（以下「団体」という。）及び個人に対して、知事の感謝状を贈呈し、もって献血の推進を図ることを目的とする。

### 2 選考の方法

(1) 埼玉県知事は、3に定める選考の基準により、感謝状贈呈の対象となる団体及び個人を選考の上、決定するものとする。

(2) 感謝状贈呈団体等を選考するため、次の構成による選考委員会を置く。

なお、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を行う。

委員長 保健医療部長

委員 薬務課長

委員 教育局県立学校部保健体育課長

委員 保健所長会会長

委員 日本赤十字社埼玉県支部事務局長

委員 埼玉県赤十字血液センター所長

### 3 選考の基準

感謝状の贈呈は、次の各号の一に該当する団体及び個人について行う。

(1) 原則として5年以上にわたり組織的に献血に協力し、その実績が特に優れている団体又は個人。

(2) 原則として5年以上にわたり献血思想の普及のための広報活動等を積極的に行い、その功績が特に優れている団体又は個人。

(3) 原則として5年以上にわたり献血組織の育成に協力し、その功績が特に優れている団体又は個人。

(4) 原則として5年以上にわたり献血受入れ施設の整備等に積極的に協力し、その功績が特に優れている団体又は個人。

(5) 献血の普及活動又は献血への協力を積極的に取り組んでいる高等学校。

(6) 献血事業に従事する市町村職員又は日本赤十字社職員で、業務の遂行に貢献し、その功績が特に優れている者。

(7) その他、献血運動の推進に貢献し、その功績が特に優れている団体又は個人。

附 則

この要綱は昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は昭和59年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は平成6年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は平成10年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は平成11年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年6月10日から施行する。